

三菱電機健康保険組合稲沢体育館市民開放使用規則

1. 体育館は、稲沢市教育委員会に団体登録した団体のみ使用することができる。
2. 体育館その他の敷地内において、使用団体の責任により生じた事故、怪我又はその他の損害等については、使用団体の責任において処理又は処置又は原状回復をすること。
また、発生した事実を速やかに三菱電機株式会社稲沢製作所保安事務所(以下保安事務所という)に連絡すると共に、稲沢市スポーツ課にも連絡を入れること。
3. 危険物、ペット等を持ち込まないこと。
4. 敷地北東角入口からの敷地内への自動車・バイクの乗り入れは可とするが、体育館東側隣接の所定の場所または三菱電機株式会社稲沢製作所東側のお客様駐車場に駐車し、徒歩にて保安事務所に向かうこと。なお、バイクは敷地内でエンジンを掛けてはならない。
5. 保安事務所にて許可証を提示し、体育館のカギを受け取る。使用後は、施錠した後、カギを再び保安事務所に返却すること。
6. 他団体が既に体育館のカギを解錠していても許可証は必ず保安事務所に提出すること。
7. 体育館以外の建物には立ち入らないこと。
8. 敷地内における体育館及び保安事務所までの進路は、別図のとおりとする。
9. 自転車は体育館北東側フェンス沿いの駐輪場に駐輪をする。
10. 許可された種目以外の使用はしない。
11. 音楽等により騒音を起こさないよう近隣に配慮すること。
12. バasketボールのゴール、卓球台並びにバドミントン及びバレーボールのネット及びポールは体育館に備えてあるものを使用し、使用後は元あった場所に戻すこと。
申請種目以外の備品類は使用しない。
13. 節電に努め、必要以上の照明の点灯は避ける。
14. 更衣室は原則使用しない。
15. 体育館内では火気厳禁とする。
16. 体育館内での飲食は原則禁止とするが、水分補給のための飲料のみ可とする。
17. 敷地内は全て禁煙とする。
18. 使用終了後は必ず元の状態に戻し、モップ掛け等の清掃を行うこと。
19. ゴミは各自で持ち帰ること。
20. 退出時は、窓を閉め、照明を消灯し、施錠すること。